

重大事態対応フロー図②

岐阜市立本荘小学校

いじめの疑いに関する情報

令和6年3月改定

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有をする。
- いじめの事実の確認を行い、結果を岐阜市教育委員会へ報告する。

重大事態の発生

- 学校は岐阜市教育委員会に重大事態の発生を報告する。(岐阜市教育委員会から岐阜市長等に報告)
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童が自殺を企図した場合等)
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

岐阜市教育委員会指導のもと、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

岐阜市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 調査主体に不都合なことがあっても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

● 被害児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、被害児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の子どもや保護者に説明する等の措置が必要である。

● 調査結果を学校の岐阜市教育委員会に報告 (※岐阜市教育委員会から岐阜市長等に報告)

- ※ 被害児童又はその保護者が希望する場合には、被害児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

- 調査結果を踏まえた必要な措置

岐阜市教育委員会が調査主体の場合

- 岐阜市教育委員会の指示のもと、資料の提出等、調査に協力
⇒ 重篤な場合、保護者説明会及び記者発表をする。